

会計ディスクロージャーの研究 —主として会計帳簿の閲覧権について—

角 信 明

目 次

1.	問題提起	274
2.	「3%以上の株主」の会計帳簿の閲覧権	275
(1)	「株主」の会計帳簿閲覧権の重要性	275
(2)	会計帳簿閲覧権の沿革と問題の所在	276
3.	会計帳簿閲覧権についての最高裁初判決	277
(1)	平成16年7月1日の最高裁判決内容	277
(2)	最高裁判決の会計帳簿に関するディスクロージャーへの影響	279
4.	「3%未満の少数株主」及び「債権者」の会計帳簿の閲覧権と新民訴法	280
(1)	問題の所在	280
(2)	「文書提出命令」制度の概要	280
5.	新民訴法制定経緯と立法趣旨	281
(1)	新民訴法制定までの経緯の整理	281
(2)	新民訴法220条の制定過程の検証	282
(3)	新民訴法220条の立法趣旨	287
6.	会計帳簿についての新民訴法220条の解釈	288
(1)	新民訴法220条「文書提出義務」の範囲	288
(2)	「会計帳簿」の「引用文書」「権利文書」該当性	288
(3)	「会計帳簿」の「利益文書」「法律関係文書」該当性	288
(4)	「会計帳簿」の「自己私用文書」該当性	290
(5)	「会計帳簿」と新民訴法220条のまとめ	294
7.	結論	295

1. 問題提起

近年、相次ぐ企業の不祥事や、他方で企業活動のグローバル化により、会計に関するディスクロージャーが叫ばれている。会計ディスクロージャーとは、一般に、株主、債権者をはじめとする企業の外部利害関係者の中で、徴税当局のように自己の欲する情報を指定する権限を持たず、経営者によって伝達される情報だけに依存する利用者に対して、「企業財務内容に関する情報」を提供することをいう⁽¹⁾。「企業財務内容に関する情報」としては、「計算書類」（貸借対照表・損益計算書・営業報告書・利益の処分又は損失の処理に関する議案）及び「監査報告書」の他、これらの基礎となる「会計帳簿」に関するものがある。

商法は、「計算書類」及び「監査報告書」に関しては、定時株主総会の招集通知の際に交付し（「監査報告書」は小会社の場合を除く）（商法283条2項），本店に5年間、その謄本を3年間支店に備え置くことを義務付けるとともに（商法282条1項），株主及び会社の債権者は営業時間内であればいつでも閲覧を求めることができるとしている（同2項）。また、証券取引法は、有価証券報告書等の開示書類提出会社に対して、これらの開示書類を、電子情報開示システム EDINET（Electronic Disclosure For Investors' NETwork）により提出することを原則義務付けており（証券取引法第2章の4），株主・債権者は共にインターネットでいつでも閲覧することができる。

このように「計算書類」等に関するディスクロージャーについては、株主・債権者両者にとって、ある程度システム化されているといえるが、「会計帳簿」に関するディスクロージャーについては、商法293条ノ6で「株主」の会計帳簿閲覧権を規定するものの、実際に閲覧が認められる例は少なく以前から「画餅」との批判があり、また、「株主」については規定があるものの、「債権者」等については規定がなく、「計算書類」等に比べると、未整備といわざるを得ない状況である。

こうした中、平成16年7月1日、株主による会計帳簿の閲覧を認める基準を広くとらえた最高裁判決が出たことは意義がある。そこで、本稿では、本判決が会計帳簿に関するディスクロージャーの流れを変えうるものであるのかを検証するととも

(1) 松尾聿正「会計の機能とディスクロージャー」『関西大学商学論集』第46巻第4号87-117頁

に、株主以外の債権者等の会計帳簿閲覧権について考察する。尚、本稿で「会計帳簿」とは商法293条ノ6の「会計ノ帳簿及書類」を指すものとし、「会計ノ帳簿」とは、商法総則にいう商業帳簿である「会計帳簿」(商法32条1項他)、すなわち計算書類およびその付属明細書の作成の基礎となる帳簿(仕訳帳、総勘定元帳および各種の補助帳簿等)をいい、「書類」とは、その会計帳簿作成の材料となった資料(伝票、受取証、契約書、信書等)とする⁽²⁾。

2. 「3%以上の株主」の会計帳簿の閲覧権

(1) 「株主」の会計帳簿閲覧権の重要性

株主は企業の所有者であるが、一般に、企業の経営は取締役に委託している。そこで、株主には、その取締役の業務執行を是正するため、取締役の違法行為等の差止請求権(商法272条)、取締役の責任追及のための代表訴訟提起権(商法267条)、取締役の解任請求権(商法257条)等の権利が与えられている。これらの権利を適切に行使するためには、会社の業務・財産の状態を知り、取締役に不正行為がないか否かを調査できることが不可欠であるが、これを担保する規定が前述した商法283条2項・282条1項・2項である。

しかし、同条で定める書類・記録は、代表取締役を含む業務を執行する取締役(委員会等設置会社の場合は執行役)が株主の閲覧に供するために作成したものなので、それを閲覧するだけで取締役の不正行為等の有無を判断することは困難な場合が多い。そこで、商法は、株主に対し、会計帳簿閲覧権(商法293条の6)を認めている⁽³⁾。従って、会計帳簿閲覧権は、商法283条2項・282条1項・2項で定める会計ディスクロージャーに関する問題点を補う重要な役割を果たすものである。

尚、会計帳簿閲覧権をこのように会社情報開示の手段的ないし代替的な権利と解する考え方に対し、会計監査制度や会社情報開示制度が充実・整備されるまでの暫定的、経過措置的に決定された特別の権利にすぎないと解する見解もある⁽⁴⁾。後者の見解は会計帳簿等の内容の複雑性や取扱上の特性並びに会社の円滑な業務執行の

(2) 横浜地決平成3.4.19 判例時報 1397号114頁

(3) 前田庸『会社法入門』〔第9版〕552頁

(4) 西山芳喜「株主の会計帳簿閲覧請求権と商業帳簿制度との関係」『菅原菊志先生古希記念論集 現代企業法の理論』460頁

確保や機密保護等の見地から、かかる権利の行使に慎重さを求め、会計ディスクロージャーの要請は、財務諸表による会計情報の開示の充実とともに、会計監査の整備や取締役の会計報告責任の履行の確保により応えられるべきとする。

確かに、総勘定元帳を中心とする帳簿組織自体については、作成者の側の説明と協力なしにそこから何らかの具体的な情報を読み取ることは至難の技であるといわざるを得ない。しかし、例えば金融機関の審査部門等、書類のみで企業内容を判断する訓練を受けているような者であれば、仮に作成者の側の説明と協力が得られなくても、何らかの有益な情報を入手することは可能であり、また、商法上のみならず、昭和23年にアメリカ法に倣って制定された証券取引法の理念も踏まえると、会計ディスクロージャーの要請を重視すべきである。従って、会計帳簿閲覧権の意義と機能は積極的に評価すべきである。

(2) 会計帳簿閲覧権の沿革と問題の所在

株主の会計帳簿閲覧権は、昭和25年の商法改正によりアメリカの各州会社法上の帳簿・記録閲覧権 (inspection right of books and records) にならい認められたものである。アメリカでは、正当目的がある限り、株主は単独株主権として帳簿・記録閲覧権を行使できるが、わが国では当初 1% の少数株主権として認められたにすぎなかった⁽⁵⁾。

このため、実際に閲覧が認められる例は少なく、この問題は平成元年 9 月から翌年 6 月まで行われた日米構造問題協議の中で採り上げられた⁽⁶⁾。同協議は、対外不均衡是正に向けての経済政策協調努力を補完し、日米両国で貿易と国際収支の調整の上で障壁となっている構造問題を識別し解決することを目的とするものであったが、米国側はその中で、株式の持ち合い解消のための自己株式取得・保有の緩和、社外取締役の設置等の他、株主権の強化を要求したのである。

このような米国側の要求に一部応じる形で、平成 5 年に商法等改正が行われ、商法特例法上の大会社に対する監査役会及び社外監査役の設置強制の他、株主の会計帳簿閲覧権の持ち株比率要件が 10% から 3% に引き下げられた（商法293条ノ6）。当時、この改正により同権利を持つ株主は約十倍に増えたと言われた。しかし、裁

(5) 江頭憲治郎『株式会社・有限会社』529頁

(6) 『読売新聞（夕刊）』平成16年7月1日

判所は、企業秘密の流出を警戒する経営側に配慮し、閲覧に高いハードルを設ける司法判断が続いたため、実際に閲覧が認められる例は依然として少ないままであった⁽⁷⁾。

確かに、帳簿閲覧権は、企業の所有者である株主が、企業の経営を取締役に委託するにあたり、その取締役の行為をチェックする権利の1つであるが、悪意の株主の権利濫用により企業秘密が流出し、株価や経営に影響を与えるといった危険性についても考慮すべきである。この点、商法は、かかる権利濫用を考慮し、請求は理由を附した書面にて行わなければならぬとし（商法293条の6 2項）、また取締役は、閲覧目的が株主の立場と関係ない時や、会社の業務を害する場合等、一定の事由がある場合は閲覧を拒否できる（商法293条の7）と定めている。

しかし、これら（293条の7）は例外を規定したものであり、株主から会計帳簿の閲覧請求があった場合は、あくまでも、その請求に対し取締役は応じるのが原則である。にもかかわらず、裁判所は企業秘密の流出を警戒する経営側に配慮し、請求理由となる事実が客観的に存在することの証明は株主側に要求されると解する等、厳しい基準を設けてきたため、実際に閲覧が認められる例は少なかったのである⁽⁸⁾。このような司法判断は、商法の原則と例外を逆転させるような「歪んだ内容」といわざるを得ない。

3. 会計帳簿閲覧権についての最高裁初判決

（1）平成16年7月1日の最高裁判決内容

このように、株主の帳簿閲覧権に対して、高いハードルを設ける司法判断が続いたが、平成16年7月1日の最高裁判決は、請求理由となる事実が客観的に存在することの証明までは株主側に要求されないとする等、従来に比し、権利行使の道を広げた内容であり、今後の会計帳簿のディスクロージャーに少なからず影響を及ぼすものである。そこで、次に同判決の要旨を紹介し、本判決が会計帳簿に関するディスクロージャーへどのような影響を及ぼすかについて考察する。

① 事案

(7) 『読売新聞（夕刊）』平成16年7月1日

(8) 『読売新聞（夕刊）』平成16年7月1日

ポーラ化粧品本舗元会長・故鈴木常司の妻（原告・上告人）による、ポーラ化粧品本舗および同グループ会社（被告・被上告人）に対する、商法293条ノ6等に基づく、会計帳簿等の閲覧謄写請求事件。

原告側が主張した閲覧請求理由は次のとおり。

- (ア) 会社が行った貸付に違法・不正なものがあったので帳簿閲覧による調査の必要がある。
- (イ) 保有している株式の売却準備のために適正時価算定の資料として帳簿を閲覧する必要がある。
- (ウ) 会社による不相当な美術品取得につき調査の必要がある。
- (エ) 会社による不相当な保有株式売却につき調査の必要がある。

② 東京高裁の決定要旨

株式会社の株主又は有限会社の社員（以下「株主等」という。）が会計帳簿等の閲覧謄写を請求する場合には、株主等は、会社に対し、閲覧謄写の対象となる会計帳簿等が特定できる程度に当該会計帳簿等の閲覧謄写を求める理由を具体的に示すことが必要であり、かつ、その理由を基礎付ける事実が客観的に存在していることが必要である。この点、

(ア)について

本件貸付けに深く関与していたことがうかがわれる元会長・故鈴木常司の相続人である上告人がその不当を主張することは「信義則」上許されない。

(イ)について

上告人の本件株式等の時価算定の目的は、結局、遺産分割協議の進展を図ることにあると解されるから、株主等の地位を離れた純粹に「個人的な目的」でされたものである。

(ウ)(エ)について

いずれも本件美術品の取得及び本件株式譲渡が違法であるとの事実を基礎付ける事実が客観的に存在しているものとは認めることができない。

従って、いずれの理由も商法293条ノ7第1号等所定の「株主ガ株主ノ権利ノ確保若ハ行使ニ関シ調査ヲ為ス為ニ非ズシテ請求ヲ為シタルトキ」に該当する。

よって、原告の請求を棄却する。

③ 最高裁判決要旨

会計帳簿等の閲覧謄写の請求（商法293条のノ6第1項・第2項）にあたっては、請求の理由は、具体的に記載されなければならないが、株主が同請求をするための要件として、その記載された請求の理由を基礎付ける事実が客観的に存在することについての立証を要すると解すべき法的根拠はない。この点、(ア)(ウ)(エ)の各理由については、商法293条ノ7第1号所定の拒絶事由に該当すると認めるべき相当の理由があると解すべき事情は存在せず、請求理由の記載も、その具体性に欠けるところはない。尚、東京高裁決定では(ア)の理由による請求を「信義則違反」としているが、元会長が本件貸付けに深く関与していたとしても、そのことをもって直ちに本件会計帳簿等の閲覧謄写請求が信義則に違反するものということはできない。

また、東京高裁決定では(イ)の理由による請求を「個人的な目的」としているが、株式の譲渡につき定款で制限を設けている株式会社又は有限会社において、株主又は社員が、その有する株式又は持分を他に譲渡し、その対価を得ようとする場合には、会社との関係で商法上の手続を執ることが要求され、上記の手続に適切に対処するためには、その有する株式又は持分の適正な価格を算定するのに必要な当該会社の資産状態等を示す会計帳簿等の閲覧等をすることは不可欠である。従って、株式等の適正な価格を算定する目的でした会計帳簿等の閲覧謄写請求は、特段の事情が存しない限り、株主等の権利の確保又は行使に関して調査をするために行われたものであって、第1号所定の拒絶事由に該当しない。本件においては特段の事情はうかがえず、第1号所定の拒絶事由に該当しない。

従って、いずれも第1号所定の拒絶事由に該当しないので、原判決中上告人敗訴部分を破棄し、本件を東京高等裁判所に差し戻す。

(2) 最高裁判決の会計帳簿に関するディスクロージャーへの影響

本最高裁判決は、副次的な論点ではあるが、本件での「信義則」の具体的な内容が明示されていないこと、及び「特段の事情」の具体的な内容が不明であり、かつそもそもそのような留保を加える必要があるかという点について疑問を生じる。しかし、ディスクロージャーの観点からすると、一・二審が不正事実の立証を株主側に要求していたことを「法的根拠はない」と判示し、商法の本来の原則と例外に則してあるべき方向に修正したものであり、その意味ではディスクロージャーの流れを変え

うるような画期的判断とはいえないまでも、株主の権利並びに経営監視機能強化という平成5年の法改正の趣旨に則した判断でもあり、一定の評価のできる判決である。

今後のディスクロージャーへの影響としては、株主の会計帳簿閲覧権の行使が広く認められることにより、経営陣に企業情報の開示に対する認識を改めさせることが期待される。

4. 「3%未満の少数株主」及び「債権者」の会計帳簿の閲覧権と新民訴法

(1) 問題の所在

前述のように、株主及び会社の債権者は、本店または支店に備え置かれた謄本を、営業時間内であればいつでも閲覧を求めることができるとしている（商法282条2項）が、会計帳簿閲覧権については、3%以上の株主にしか認められておらず、3%未満の少数株主及び会社の債権者には認められていない。このため、これらの者が会計帳簿の閲覧請求をするには、本案訴訟と並行して民事訴訟法223条の「文書提出命令」の制度を使って、会計帳簿の提出を求めることになるが、条文上明確な規定がなく、このようなケースでの判例もないため、同条をどのように解釈すべきかが問題となる。

(2) 「文書提出命令」制度の概要

「文書提出命令」の制度（民事訴訟法223条）は、相手方当事者または第三者が所持する文書を裁判所に提出させ、証拠方法として利用することを可能にする手続きである。命令は文書の所持者が「文書提出義務」（民事訴訟法220条）を負う場合に出される。平成8年に民事訴訟法が改正（以下、「新民訴法（民事訴訟法 平成8年法律第109号）制定」と呼ぶ）され、「文書提出義務」については、それまでの原則と例外が逆になり、文書所持者は原則として文書を訴訟の場に提出しなければならなくなつた。

ところで、この新民訴法220条は新民訴法制定過程の中でも最後まで残った最も難しい問題といわれている⁽⁹⁾。とすれば、同条を解釈するにあたっては、その制定過程での様々な議論、経緯等について十分把握し、立法趣旨が何かを理解した上で

(9) 「新民事訴訟法の成立－三ヶ月章先生に聞く」 ジュリスト 1098号 8(13)頁

解釈すべきである。旧法のように制定後70年近くも経過し社会環境が大きく変化していれば別だが、新民訴法制定後、数年足らずしかたっていない現時点で解釈する場合ならなおさらのことである。そこで、以下では、少々遠回りをすることになるが、まず新民訴法制定に至るまでの経緯を簡単に整理した上で、新民訴法220条の制定過程について検証し立法趣旨を確認する。

5. 新民訴法制定経緯と立法趣旨

(1) 新民訴法制定までの経緯の整理

わが国における民事訴訟法典は、明治23年に制定され、このうち民事訴訟手続に関する規定は、大正15年に全面改正されたが、その後は部分的な改正が若干行われたにとどまり、基本的には、大正15年改正当時の民事訴訟手続の構造が維持されてきた。しかし、社会・経済の変化・発展に伴う民事紛争の複雑化・多様化により、民事訴訟に関する様々な問題点、特に民事裁判に時間と費用がかかりすぎるといった点が国内外から指摘されるようになった。そこで、裁判所や弁護士会による民事訴訟の運営の改善が行われたが、一定の成果を上げてはいるものの、旧法を前提とした運用の改善には限界があり、民事訴訟手続きに関する規定の全面的な改正を求める声が高まった。

こうした状況を背景に、平成2年7月、法務大臣の諮問機関である法制審議会の民事訴訟法部会が発足し、現行の民事訴訟手続の問題点の洗い出しのための調査審議を開始、その審議の結果を「民事訴訟手続きに関する検討事項（以下、「検討事項」と呼ぶ）」として取りまとめた。そして、平成3年12月、事務局である法務省民事局参事官室名で、「民事訴訟手続に関する検討事項補足説明（以下、「補足説明」と呼ぶ）」とともに、法曹界、学会、経済団体、労働団体等関係各界に広く意見照会を行った。そして、同部会は、各界から寄せられた意見を踏まえ、民事訴訟手続に関する改正の方向性についての審議を行い、その中間結果を「民事訴訟手続きに関する改正要綱試案」（以下、「改正要綱試案」と呼ぶ）として取りまとめ、平成5年12月に公表、再度広く意見照会を行った。

その後、同部会は、試案に対する関係各界からの意見をも踏まえ、民事訴訟手続に関する改正の方向と内容を確定するための審議を重ね、平成8年2月2日、「民

事訴訟手続に関する改正要綱」（以下、「改正要綱」と呼ぶ）を取りまとめ、同26日、法制審議会の総会の決定により、同「改正要綱」が法務大臣に答申された。

この答申に基づいて、「民事訴訟法案」が平成8年3月12日に閣法84号として、またその関連法案として「民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣法93号として、第136回通常国会に提出され、同年6月1日に衆議院で一部修正のうえ可決され、同月18日に参議院で可決、成立した。そして、平成8年6月26日、「民事訴訟法」は法律第109号として、また「民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」は法律第110号として公布され、共に平成10年1月1日に施行され、実に70年ぶりの大改正となった。

今回の改正の主要点は、本稿で取り上げている文書提出命令等「証拠収集手続の拡充」の他、「争点及び証拠手続の整備」、「少額訴訟手続の創設」、「最高裁判所に対する上訴制度の整備」など多岐に渡る。また民事訴訟手続を国民にわかりやすいものにするという目標を実現するため、実質改正のない部分をも含め、すべての規定を平仮名・口語体で表記し、規定の配列や編別構成についても、わかりやすくする観点から一定の変更を加えた。このような大改正を行う以上は、民事訴訟手続が現代社会の要請にかなった新しいものになったことを明確に示すため、立法の形式を旧法の一部改正ではなく新法の制定としたのである⁽¹⁰⁾。

（2）新民訴法220条の制定過程の検証

判例集等に掲載された昭和40年以降における文書提出命令申立ての当否を判断した裁判例の数は、同40年代が約35件、同50年代が約125件、同60年から平成6年12月までが約50件と飛躍的に増加している。現代社会における利益対立の先鋭化、利害対立の深刻化により、従来のように文書の任意提出が期待できなくなってきたにもかかわらず、いわゆる現代型訴訟（例えば、公害訴訟、薬害訴訟、環境訴訟、消費者訴訟、医療過誤訴訟、行政訴訟、労働関係訴訟等）では多くの場合重要な文書が証明責任を負う原告である個人の手元ではなく、強大な経済力・情報収集能力をもつ企業、国、行政庁等の相手方（被告）または第三者の側に握られることが多く、証拠が偏在化している。このため相手方または第三者の所持する文書を公表させた

(10) 法務省民事局参事官室編『一問一答 新民事訴訟法』 3～18頁

り、証拠として利用する必要性が高まり、当事者が文書提出命令を申し立てる事件が急増したのである⁽¹¹⁾。

ところが、旧法の「文書提出義務」（旧法312条）は、提出義務を負うものとされている文書の範囲が狭かったことから、証拠が一方の当事者に偏在している事件における証拠収集手段としては十分ではないとの指摘がなされていた。また、同条に関しては、特に第3号のいわゆる「利益文書」及び「法律関係文書」の意義につき、裁判所及び学説の解釈が区々に分かれていたため、法的安定性の見地から問題があるとして、この問題を立法的に解釈すべきであるとの指摘もなされていた⁽¹²⁾。そこで、前述の平成3年12月に法務省民事局参事官室名で行った各界への意見照会では、「検討事項」の中で、次の2つの異なる考え方の例示をし、その当否を尋ねる形がとられた⁽¹³⁾。

- ア) 文書の所持者は、①引用文書（旧法第312条第1号）及び拳証者が引渡し又は閲覧を請求することができる文書（同条第2号）等について提出義務を負うものとするほか、②その他の文書についても、証言の拒絶事由（同第280条及び第281条）と同様の事由がある場合等一定の拒絶事由がある場合を除き、提出義務を負うものとするとの考え方
- イ) 文書提出義務の列挙主義は維持しつつ、旧法第312条第1号から第3号までの文書に加え、拳証者と所持者との間の法律関係と密接な関係を有する事項を記載した文書についても提出義務を負うものとする等提出義務を負う文書の範囲を第312条第3号の文書との関連で拡張するものとするとの考え方

旧法312条では、文書の所持者は原則として文書を訴訟の場に提出する必要はないが、同条に規定された「制限列挙事由」に該当する場合は、例外として文書を提出しなければならないとしている。従って、アの考え方は、この旧法312条の考え方の原則と例外を逆にし、原則として文書を提出しなければならないとして、証人の場合と同様に文書提出義務の一般化を試みたものである。例外として提出を免れるのは、証言拒絶事由と同様の「拒絶事由」がある場合のみであり、引用文書及び

(11) 三宅省三・塩崎勤・小林秀之『新民事訴訟法体系 理論と実務 第三巻』34頁、廣尾勝彰 他『注釈 民事訴訟法(7)』55頁

(12) 別冊 NBL23号「補足説明」29頁

(13) 別冊 NBL23号「検討事項」28頁

挙証者が引渡し又は閲覧を請求することができる文書（以下、「権利文書」と呼ぶ）等については例外を認めず無条件に提出しなければならないとしている。これに対し、イの考え方は、旧法312条の考え方を踏襲しつつ、法律関係文書の範囲を拡張するという、従来の大多数の学説・裁判例に従うものである。

このように民事訴訟法部会は、法曹界、学会、経済団体、労働団体等関係各界に広く意見照会を行い、これらの各界からの意見を参考しつつ、審議を行った。そして、その結果を、「改正要綱試案」としてまとめ、平成5年12月に「補足説明」とともに公表し、再度各界に意見照会がなされた。この「改正要綱試案」では、文書提出義務に関し、前述したアを甲案、イを乙案と変更し次のように併記された。前回の各界への意見照会から2年を経過しても、依然として2つの案を併記したのは、おそらく、文書提出義務が、訴訟の当事者だけでなく、第三者にも及ぶもので、社会的な広がりのある事柄であることから、いずれを採用するかは、さらに慎重な検討を要するとされたからである⁽¹⁴⁾。

甲案 文書の所持者は、引用文書（第312条1号）及び挙証者が引渡し又は閲覧を請求することができる文書（同条第2号）について提出義務を負うものとするほか、その他の文書についても、証言拒絶事由（第280条及び第281条）と同様の事由がある場合を除き、提出義務を負うものとする。

乙案 文書の所持者は、第312条第1号から第3号までの文書に加え、挙証者と所持者との間の法律関係と密接な関係を有する事項について作成された文書についても提出義務を負うものとする。

上記意見照会に対する各界からの意見の中で、特筆すべきことは、文書提出義務の範囲を拡張することについて、経済界からの反対が相当に強かったということである。多岐にわたる新法の改正点の中でも、とりわけ企業の関心の大半は、文書提出命令の改正に集中しているといつても過言ではない状況であった⁽¹⁵⁾。なぜなら、企業側からすれば、提出命令の対象となる文書の所持者は企業側である場合が多く、もし文書提出義務が一般化されれば、文書提出命令が濫用されて、所持者である企

(14) 三宅省三・塩崎勤・小林秀之『新民事訴訟法体系 理論と実務 第三巻』55頁

(15) 松井秀樹「新民事訴訟法における文書提出命令と企業秘密(1)」NBL 604号6(6)頁

(16) 法務省民事局参事官室編『一問一答 新民事訴訟法』247頁

業側が不利益を受けるおそれがあるからである⁽¹⁶⁾。

前述のように、民事訴訟法部会は、試案に対するこれら関係各界からの意見をも踏まえ、民事訴訟手続に関する改正の方向と内容を確定するための審議を重ね、平成8年2月2日に「改正要綱」を取りまとめるに至るのだが、その過程における平成7年2月に開催された民事事件担当裁判官協議会要録には、この経済界からの反対について、次のように記録されている。

「(文書提出義務は) 今回の民事訴訟法改正の大変大きな柱の一つである。これも理論の問題というよりも、関係者の間での意見の対立、それも法制審議会内部の対立ではなくて、経済界からの反対が非常に強いという問題があり、理屈の問題だけでは解決しにくい問題である。」「経済界は、例えば、対象文書が拡大する、立証責任が転換するというようなことを理由として、甲案については強く反対している状況にある。そこで、現実的な対応として、乙案の列挙主義を維持しつつ、どこまで提出義務を拡大できるかということで、いろいろ検討してきた。」

「法制審議会の内部では、依然として甲案を支持する意見が強いので、(中略)甲案をももう一度検討の対象にしてはどうかという雰囲気も出てきている。」「せっかく答申をしてもそれが立案の段階で実現不可能になる、あるいはまた国会の審議の段階で実現できなくなったり、修正されてしまうということになると何にもならないわけで、少なくとも法務省の立案当局としては、できるだけ実現性のある、現実的な案を持って、関係部署を説得せざるを得ないという実情にあるのだと思う。」⁽¹⁷⁾

このように、甲案を支持する意見が強い法制審議会内部と、経済界の強い反対、そして何とか文書提出義務の範囲の拡大を実現したいとする立法担当者の思惑が交錯する中、民事訴訟法部会において、平成7年3月から、甲案、乙案の他に、その折衷案ともいるべき丙案が検討案として追加された⁽¹⁸⁾。

丙案 文書の所持者は、第312条第1号から第3号までの文書について提出義務を負うものとするほか、証言の拒絶事由(第280条及び第281条)と同様の事

(17) 「民事訴訟手続の改正関係資料」最高裁判所事務総局民事局監修(法曹会) 70頁

(18) 曽田多賀「新民事訴訟法における文書提出義務(新法第220条)の解釈に関する一考察」司法研修所論集・創立50周年記念特集号 第2巻37(43)頁

由がある文書及び専ら文書の所持者の利用に供するための文書以外の文書についても提出義務を負うものとする。

この丙案が、後に民事訴訟法改正要綱案となり、新法220条となる基となった案である。丙案は、一見すると文書提出義務を一般化した甲案を土台とし、甲案の前段の無条件に提出義務がある文書に旧法312条第3号の利益文書及び法律文書を追加し、後段の拒絶事由に経済界の反対が強いとされた「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」を追加したとも考えられる。

しかし、法制審議会民事訴訟法部会の審議内容は、外部のものにはわからないのであくまで推測ではあるが、これまでの経緯及び後に法務省民事局参事官室が執筆した解説書の中で「新法は、旧法の規定をそのまま踏襲した上で、第4号を付け加えたもの」と記載していることからすると、丙案は、対象文書が拡大することに強く反対している経済界に対する現実的な対応として、まず乙案を土台に制限列挙主義を維持しつつ、一方後段で、法制審議会内部の強い意見である甲案の一般義務化を取り入れることとするが、その拒絶事由に、経済界の反対が強いとされた「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」を追加して出来たものと考えるのが相当である。

法制審議会内部と経済界の意見の狭間で、法案が国会を通らず、文書提出義務の範囲拡大の実現ができなくなる事態を回避すべく考え出された、立法担当者の苦肉の策ではあったが、後に規定としての整合性を欠く⁽¹⁹⁾との酷評を呼ぶことになってしまった⁽²⁰⁾。このことは、同解説書の中でも「新法は、旧法の規定をそのまま踏襲した上で、第4号を付け加えたものであり、この点を立法的に解決したものではありません。したがって、この点についての解釈問題は、新法の下でもそのまま残ることになります。」と立法担当者自ら認めている⁽²¹⁾。

このような整合性に欠ける条文であれば、少なくともその後の国会審議等で取り上げられ、十分な検討がなされてもよさそうであるのだが、実際の国会審議では、「公文書」に関する除外規定の問題に審議の中心が集中してしまい、法文の構成等

(19) 佐藤彰一「証拠収集」新民事訴訟法と法律家 法律時報 68巻11号16頁

(20) 曽田多賀「新民事訴訟法における文書提出義務（新法第220条）の解釈に関する一考察」司法研修所論集・創立50周年記念特集号 第2巻37(43)頁

(21) 法務省民事局参事官室編『一問一答 新民事訴訟法』253頁

に関する問題点については、平成8年5月17日開催の衆議院法務委員会に参考人として出席された谷口安平教授の発言の中で一部述べられている程度で⁽²²⁾、ほとんど議論されなかったようである。

(3) 新民訴法220条の立法趣旨

このように、新民訴法220条は紆余曲折を経てようやく成立したわけであるが、これを簡単に振り返ると次のようになる。

当初、立法担当者は「文書提出義務」の一般化を目指し、各界もそれに賛同する意見が多かったが、一般化による文書提出義務の濫用等弊害を危惧する経済界からは強い反対があった。立法担当者としては法案を通すべく、折衷案として、旧法をベースに一般義務化の規定を加え、さらに拒絶事由に「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」を追加したが、その結果、条文としての整合性を欠くことになってしまった。本来ならこの点について、国会で審議されるべきところ、国会での審議が法案作成の最終段階で行政側の強い圧力で急遽挿入された「公文書」の除外規定に集中したため、この議論はほとんどなされることなく、新民訴法220条は成立了。

このような経緯を考慮すると、私見によれば、「立法趣旨」は「文書提出義務の一般化を目指しつつ、それを危惧する経済界とのバランスを図ろうとした」と解すべきであろう。この点、「立法趣旨」を「証拠偏在の是正と審理充実のために証拠収集手段の拡充を目指し、文書提出義務の一般化を試みた」⁽²³⁾とする見解もあるが、前述した経緯からすれば、この見解の「立法趣旨」は、正確には「立法趣旨」ではなく「法務省民事局参事官室を中心とする立法担当者の意思」と理解すべきである。

従って、新民訴法220条、とりわけ、経済界からの要望を取り入れたとされる「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」等の解釈にあたっては、「立法趣旨」を尊重すれば、最終的に国会という国権の最高機関で成立した以上、経済界からの要望を尊重しつつ、文書提出義務の一般化による弊害がないか、もしくはその措置

(22) 曽田多賀「新民事訴訟法における文書提出義務（新法第220条）の解釈に関する一考察」司法研修所論集・創立50周年記念特集号 第2巻37(51)頁（本稿6.(3)参照）

(23) 松村和徳「文書提出義務の一般化に関する若干の考察」石川明先生古希祝賀『現代社会における民事手続法の展開 下巻』78(84)頁

がなされている場合は、可能な限り文書提出義務を認める方向で考えるべきである。

6. 会計帳簿についての新民訴法220条の解釈

(1) 新民訴法220条「文書提出義務」の範囲

新民訴法では、次の場合において「文書提出義務」を認めている。

まず、所持者が訴訟において文書を引用した場合（220条1号）、挙証者が文書の引渡しまたは閲覧を求める請求権を有する場合（220条2項）、及び文書が挙証者の利益のために作成されたかまたは挙証者との間の法律関係につき作成された場合（220条3号）に認められる。さらに、これらに該当しない文書でも、イ 文書の所持者またはその近親者が刑事訴追・有罪判決を受けたり名誉を害される恐れのある事項が記載されている文書、ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書、ハ 職業上の秘密等が記載された文書、ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）、ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書、を除いて、一般に提出義務が認められる（220条4項）。

(2) 「会計帳簿」の「引用文書」「権利文書」該当性

次に、「会計帳簿」が「文書提出義務」を負う文書であるか否かについて検討する。まず、1号文書である「引用文書」の該当の可否については、所持者が訴訟において引用したか否かの問題であるので検討の対象から除外する。

次に、2号文書である、挙証者が文書の引渡しまたは閲覧を求める請求権を有する「権利文書」の該当の可否であるが、会計帳簿閲覧権については、3%以上の株主にしか認められておらず、3%未満の少数株主及び会社の債権者には認められていないので該当しない。

(3) 「会計帳簿」の「利益文書」「法律関係文書」該当性

3号文書の「利益文書」「法律関係文書」は、旧法においては、現代型訴訟における証拠偏在の問題に対応すべく、これらの文書の定義・範囲を広く解することで、事実上の文書提出義務の一般化がなされてきたが、新法では220条4号を追加することで、文書提出義務の一般化が図られた。そのため、同号の解釈に当たっては、

「利益文書」「法律関係文書」の定義・範囲が旧法時代からの解釈と同じと解すべきかが問題となる。

最高裁は今のところこの論点については言及していないが、前述した平成8年5月17日開催の衆議院法務委員会において、法制審議会民事訴訟法部会の委員を務められた谷口安平教授は、参考人として次のように述べられている。「本日は、個人の一研究者としての立場から意見を述べる。」と断わられた上で「①（旧法312条3号の法律関係文書に関する裁判所の解釈について触れた後）今後もし新しい法律になりましたら、その4号というのが、その他の文書ということで全く限定のない、いわゆる一般義務化された文書が問題になってくるわけでございますから、今までのように苦労して法律関係文書に当たるか当たらないかということを議論する必要は全くなくなってしまって、今や4号文書として考えていきましょうということにならざるを得ないのでないかなと思うわけでございます。②現行法の1号から3号までの文書、特に3号文書につきましては、（裁判例は）かなり無理をして、文言に少し反するような解釈をしてきたわけでございます。今後はそういうことをしなくともいい。つまり、無理をして「法律関係文書」だと言わなくても、4号のその他の文書ということですんなりと、一応は提出義務として認められるということになりますので、4号の方によるべきだ。3号の方はもう純粹に、どの観点から見ても「法律関係文書」あるいは「利益文書」と考えられるものだけに限定するというふうな解釈になっていくのが法律解釈の常道ではないか（後略）。」⁽²⁴⁾

上記の谷口教授の見解は、文書提出義務の一般化を図るべく新法220条4号が制定された過程からすると、条文解釈上、きわめて自然な解釈であり、私は同教授の（狭いとする）見解に賛成である。

その場合の、「法律関係文書」の具体的な定義としては、「意思表示を中心とした法律構成要件事実が記載された文書」すなわち「法律的に意味のある意思表示が記載された文書」と解釈する見解⁽²⁵⁾を支持する。その理由としては、新民事訴訟法が

(24) 曽田多賀「新民事訴訟法における文書提出義務（新法第220条）の解釈に関する一考察」司法研修所論集・創立50周年記念特集号 第2巻37(51)頁

(25) 平野哲郎「新民事訴訟法220条をめぐる論点の整理と考察」判例タイムズ1004号43(47)頁

国民に分かりやすいものにすることを目標としている以上⁽²⁶⁾、日常使われる言葉の意味からかけ離れた解釈をするのは妥当ではなく、通常人であれば「法律関係について作成された文書」といって思い浮かべる内容にすべきであるからである。この定義で該当する文書としては、契約書、融資申込書、保証承諾書、解約通知書、手形等の契約関係に関する意思表示を記載した文書や、遺言書、共有持分放棄書、時効援用の意思表示や遺留分の減殺の意思表示が記載された書簡、また取引的不法行為の中で作成された偽造文書などであり、議事録、日記、稟議書等は該当しない⁽²⁷⁾。

また、同じく上記理由から、「利益文書」の具体的定義としては、「挙証者の地位、権利、権限を直接明らかにするのに役立つ文書」と解釈する見解⁽²⁸⁾を支持する。この定義で該当する文書としては、「法律関係文書」と一部重なるが、挙証者を受遺者とする遺言書、挙証者のために作成された契約書、代理権限を証明する委任状、領収書、身分証明書等である。

これらを前提に、「会計帳簿」の「利益文書」「法律関係文書」該当性を検討する。「会計帳簿」は、商法293条ノ6の「会計ノ帳簿及書類」を指し、「会計ノ帳簿」とは、商法総則にいう商業帳簿である「会計帳簿」（商法32条1項他）、すなわち計算書類およびその付属明細書の作成の基礎となる帳簿（仕訳帳、総勘定元帳および各種の補助帳簿等）をいい、「書類」とは、その会計帳簿作成の材料となった資料（伝票、受取証、契約書、信書等）である⁽²⁹⁾。従って、「書類」についてはその内容によっては「利益文書」又は「法律文書」に該当する場合があるが、そのような場合は、例えば具体的な契約書名等「書類」の内容が特定されているようなケースである。従って、一般に「会計帳簿」と言う場合は、「利益文書」及び「法律文書」のいずれにも該当しないと解すべきである。

(4) 「会計帳簿」の「自己私用文書」該当性

「会計帳簿」が新法220条1号から3号のいずれにも該当しないとすると、次に4号文書である「自己使用文書」に該当するか否かについて検討することになるが、

(26) 法務省民事局参事官室編『一問一答 新民事訴訟法』6頁

(27) 平野哲郎「新民事訴訟法220条をめぐる論点の整理と考察」判例タイムズ1004号43(47)頁

(28) 大阪高決昭40.9.28 判時434号41頁 他

(29) 横浜地決平成3.4.19 判例時報1397号114頁

それにあたっては、個々の事案における該当の可否の判断基準をどのように解釈するかが問題となる。

立法担当者の見解によれば、「自己使用文書」該当性判断基準は、「文書の記載内容や、それが作成され、現在の所持者が所持するに至った経緯・理由等の事情を総合考慮して、それがもっぱら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の関係ない者に見せることが予定されていない文書かどうかによって決まる」とする。その根拠としては、「①およそ外部のものに開示することを予定していない（中略）文書についてまで民事訴訟に対する国民の協力義務として一般的に提出義務を負うものとすると、裁判所から提出を命じられるという事態を常に想定して文書を作成しなければならなくなってしまい、文書の作成者の自由な活動を妨げるおそれがある、②ある事実について証人として証言する場合とそれが記載されている文書そのものを提出する場合とを比べると、証人として証言する場合には、口頭で、しかも尋問を受けた事項についてだけ証言をすればよいのに対し、文書そのものを提出する場合には、その内容はもちろんのこと、記載に用いた筆記具、用紙、記載の方法、様態等がそのまま訴訟関係人や訴訟記録の閲覧者の知るところとなり、（中略）たとえそれが証言を拒むことができる事項が記載されている文書（220条4号イ・ハ）ではなくても、文書の所持者は、著しい不利益を受けるおそれがある」ことを挙げている⁽³⁰⁾。

他方、学説の中には、「その文書がいかなる場合・局面（必ずしも訴訟にかぎらない）であっても外部に出されないということが客観的に認定でき、かつ、それが規範的に正当化されるか否かを検討すべき」とする見解もある。その根拠としては、新法による真実発見の重視の基本姿勢と「自己使用文書」による提出義務の例外を整合的に解釈するため、法文の「専ら」という部分を強く読むべきであることを挙げている。この見解によれば、「自己使用文書」に該当するものとしては、個人のプライバシーにかかる文書（日記や備忘録）に限定される⁽³¹⁾。

確かに、裁判所の公平・中立が要請される民事訴訟においては、手続はなるべく画一的、定型的に行われるべきであり、同一種類の文書で事案毎に異なる結論が出

(30) 法務省民事局参事官室編『一問一答 新民事訴訟法』251頁

(31) 山本和彦「稟議書に対する文書提出命令（下）」NBL662号30(32~34)頁

ることは望ましくない。この点、上記の学説の見解は「事案ごとに自己使用文書性の判断が異なることは相当とは思われない」⁽³²⁾としていることから類型的判断を試みたものといえる。

しかし、新法の「自己使用文書」が経済界からの要望を取り入れる形で明文化され、国会という国権の最高機関で成立したという経緯、及び立法からまだ数年しか経ていないことを考えると、同見解は、「自己使用文書」の範囲をかなり限定的にとらえているため、多くのケースにおいて経済界にとって不利となることが想定されることから、立法における経済界の要請を無視することになりかねず、疑問が残る。逆に、上記の立法担当者の見解は、「自己使用文書」に該当する範囲が広くなりすぎ、文書提出義務を一般義務化し提出文書の範囲を拡大しようとした法改正の趣旨に反しかねない。

この点、最高裁の見解は、「ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、①専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって、②開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、③特段の事情がない限り、当該文書は「自己使用文書」に当たる」（平成11年11月12日）としている。この見解の根拠については、決定文からは明らかにされていないが、①の要件は上記の立法担当者の判断基準とほぼ同じであり、これに②の限定を加えていることから、「自己使用文書」の範囲をさらに絞り込むことにより、文書提出義務を一般義務化し、提出文書の範囲を拡大しようとした法改正の趣旨を実現することを所期したものと思われ⁽³³⁾、経済界の要望と文書提出義務の一般義務化を目指した法改正の趣旨とのバランスをとるものとして評価でき、私も上記①②による判断基準を支持したい。

①の要件は、作成者の主観的な目的だけでなく、記載内容、所持に至る経緯、その他の事情から判断されるとして、主観的要件に加えて客観的な要件も必要であ

(32) 山本和彦「稟議書に対する文書提出命令（下）」NBL662号30(32)頁

(33) 小野憲一「1 民訴法220条4号ハ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たる場合 2 銀行の貸出稟議書と民訴法220条4号ハ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」」『最高裁判所判例解説』53巻10号258(269)頁

る⁽³⁴⁾としている点で、当該文書の客観的な性質に着目したものと考えられる⁽³⁵⁾。これに対し、②の要件は、所持者側の類型的不利益に着目したものと考えられる。その根拠は、最高裁の決定では当該文書の具体的な記載を問題としていないこと、また、文書の個々の記載内容いかんによって「自己使用文書」該当性が左右されるのでは個人ないし法人の自由な意思形成が保障されないことになることから、「開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがある」か否かの判断は、文書の種類に応じた類型的判断によるべきと考えるのが相当であるからである⁽³⁶⁾。すなわち、最高裁は、当該文書の個別具体的な記載内容の如何によらず、一般に当該文書が、開示されることによりプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりする可能性があると類型的に判断されるか否かを判断基準としたのである⁽³⁷⁾。

上記の最高裁の判断基準に従って「会計帳簿」の「自己使用文書」該当性を検討すると次のようになる。一般に自己使用性が極めて弱いとされる取締役会議事録、監査役会議事録、賃金台帳等法令に基づく文書については、通常、何らかの行政的・公益的な利用目的が存在し、監督官庁等の第三者に対して開示されることも予定されているといえるから、①の要件を満たさないため、②③の要件の該当性判断は不要となり、「自己使用文書」に該当しない⁽³⁸⁾。この点、「会計帳簿」は商法32条で作成を義務付けられており、かつ同35条で裁判所が提出を命ずることができる旨規定していることから、「外部の者に開示することが予定されていない文書」とはいえない。従って、「自己使用文書」に該当せず、すなわち「会計帳簿」の所持者はそ

-
- (34) 田原睦夫「銀行の貸出稟議書と「自己利用文書」『民商法雑誌』第124巻 第4・5号685(692)頁
 - (35) 小野憲一「1 民訴法220条4号ハ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たる場合 2 銀行の貸出稟議書と民訴法220条4号ハ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」」『最高裁判所判例解説』53巻10号258(270)頁
 - (36) 小野憲一「1 民訴法220条4号ハ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たる場合 2 銀行の貸出稟議書と民訴法220条4号ハ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」」『最高裁判所判例解説』53巻10号258(270)頁
 - (37) 長谷部由起子「信用組合の貸出稟議書が民訴法220条4号ハ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たるとはいえない特段の事情があるとされた事例」民商法雑誌 第127巻1号75(81)号
 - (38) 松井秀樹「新民事訴訟法における文書提出命令と企業秘密(3)」NBL 606号30(30)頁

の提出を拒むことができない。

尚、上記の通り、「会計帳簿」に関しては、③の「特段の事情」は問題とならないが、最高裁の見解について少しだけ言及しておきたい。最高裁の「特段の事情」について、当初、学説は、⑦例外的な事例に備えて、一種の決まり文句ないし安全弁を置いたもの、①証拠としての重要性等各訴訟の個々的な事情を勘案する手掛けを残したもの、⑨株主代表訴訟など訴訟類型の差異を勘案する手掛けを残したもの等、解釈が分かれていた⁽³⁹⁾。しかし、平成11年11月12日決定（銀行の稟議書に代わる証拠がなかった事案）、及び、平成12年12月14日決定（会員代表訴訟において稟議書の開示が求められた事案）において、いずれも「特段の事情」が認められなかつたこと、また、「特段の事情」は認められたが事案としては極めて特異なケースであった平成13年12月7日の決定からすると、最高裁は「特段の事情」について、⑩の当該訴訟の類型の差異の勘案については否定し、①の個々的な事情の勘案についても極めて限定的に考えていることが明らかになった。従って、今後の事例の積み重ねが待たれるところではあるが、現時点では、最高裁が示す「特段の事情」とは「個々的な事情が極めて例外的な場合のみ勘案する手掛け」ということになる。

しかし、文書には多種、多様なものが存在すること、及び220条4号ニで定める「自己使用文書」は、証拠としての必要性が認められる文書について提出義務を免除するものであるから、国民の司法への協力義務を否定し、訴訟における真実の発見を犠牲にする危険性を常に伴っており、場合によっては、司法への協力義務及び真実発見とのぎりぎりの調整を行わなければならない場面もありうることから、「個々的な事情が極めて例外的な場合のみ勘案する手掛け」という考え方には賛成できない。

(5) 「会計帳簿」と新民訴法220条のまとめ

新民訴法220条に関する会計帳簿についての判例はないが、私見によれば、「文書提出命令」の制度を使って、会計帳簿の提出を求めた場合、会計帳簿は新民訴法220条の1号乃至3号文書には該当せず、4号の「自己使用文書」にも該当しないことから、会計帳簿の所持者には提出義務があることになる。従って、「3%以上の株主」だけでなく、「3%未満の少数株主」あるいは「債権者」であっても、帳

(39) 山本和彦「銀行の貸出稟議書に対する文書提出命令」NBL679号6(10)頁

簿閲覧権は事実上認められ、会計帳簿のディスクロージャーは担保できるといえる。

7. 結論

上述したように、「3%以上の株主」だけでなく、「3%未満の少数株主」あるいは「債権者」であっても、帳簿閲覧権は事実上認められるとしても、「3%未満の少数株主」及び「債権者」の場合は、商法293条の6のような規定がないため、本案訴訟の中で申し立てをしなければ閲覧できない。

確かに、株主と債権者とではその性格に違いがあり、また悪意の株主の権利濫用を防止する観点から少数株主に一定の制限を設けることも理解できる。しかし、その手続きにおいて、「3%未満の少数株主」及び「債権者」の場合は、本案訴訟の中で申し立てをしなければ閲覧できないとするのは、「3%以上の株主」の場合と比べ、あまりにもバランスを欠く制度といわざるを得ない。また近年の大企業の不祥事が続く中、会計のディスクロージャーはきわめて重要となってきてている。従つて、私は、商法293条の6の規定に立法論として「3%未満の少数株主」及び「債権者」も追加すべきと考える。その場合、悪意の株主による権利濫用等が問題となるが、既に商法293条の7で会社の取締役に拒絶事由を認めていること、企業側が会計情報をよりディスクローズすることで、正当な事由のない閲覧請求は減少すると考えられることから問題ない。

以上